

香川県広域水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月6日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団規則第3号

香川県広域水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団公報発行規則（平成29年香川県広域水道企業団規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲載事項)</p> <p>第4条 企業団公報には、次に掲げる事項を掲載する。ただし、<u>告示、公告</u> <u>その他公表を要するもの</u>のうち、企業長が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 議会の規則、告示その他規程等で公表を要するもの</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>2 <u>告示、公告その他公表を要するもの</u>のうち諸表、図面、別紙、別冊等で複雑又は企業団公報への掲載が不適当なものについては、当該掲載を省略し、原本又はその写しを関係箇所に備え置いて縦覧に供することにより、当該掲載に代えることができる。</p>	<p>(掲載事項)</p> <p>第4条 企業団公報には、次に掲げる事項を掲載する。ただし、<u>告示又は公告</u>のうち、企業長が掲載する必要がないと認めるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 <u>告示又は公告</u>のうち諸表、図面、別紙、別冊等で複雑又は企業団公報への掲載が不適当なものについては、当該掲載を省略し、原本又はその写しを関係箇所に備え置いて縦覧に供することにより、当該掲載に代えることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。